

エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金支給要領

令和4年1月27日付3東し雇第9051号

(総則)

第1条 エッセンシャルワーカーに係る緊急人材確保サポート事業助成金(以下、「助成金」という。)の支給について、助成金支給要綱(以下、「要綱」という。)によるほか、本支給要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 要綱第3条の中小企業等には、個人事業主を含むものとする。

2 要綱第3条の「法人等」には、次のものを含むものとする。

- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2第1項で定める「弁護士法人」に該当するもの
- (2) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の2の2第1項で定める「監査法人」に該当するもの
- (3) 税理士法(昭和26年法律第237号)第48条の2で定める「税理士法人」に該当するもの
- (4) 行政書士法(昭和26年法律第4号)第13条の3で定める「行政書士法人」に該当するもの
- (5) 司法書士法(昭和25年法律第197号)第26条で定める「司法書士法人」に該当するもの
- (6) 弁理士法(昭和12年法律第49号)第37条第1項で定める「特許業務法人」に該当するもの
- (7) 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)第25条の6で定める「社会保険労務士法人」に該当するもの
- (8) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第26条で定める「土地家屋調査士法人」に該当するもの
- (9) 医療法人、社会福祉法人、学校法人等法人税法(昭和40年法律第34号)別表2の「公益法人等」に該当するもの

なお、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用について公益法人等とみなされる、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項で定める特定非営利活動法人を含むものとする。

ただし、次のいずれかを満たすものは除く。

- (ア) 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主目的とするもの
 - (イ) 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
 - (ウ) 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの
- (10) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第3の「協同組合等」に該当するもの

(助成対象事業者の要件)

第3条 要綱第3条第1項第1号の常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とする。

2 要綱第4条第1項第3号の重大な法令違反とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 違法行為による罰則（営業停止処分等）を受けた場合
- (2) 労働基準監督署により検察官に送致された場合
- (3) 消費者庁の措置命令があった場合
- (4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

3 要綱第4条第1項第5号の都税の未納とは、納付義務があるにもかかわらず、法人事業税及び法人都民税（個人については個人事業税及び都民税）の未納がある場合とする。

（助成対象従業員の要件）

第4条 要綱第6条の「濃厚接触者等」には、濃厚接触者の家族及び新型コロナウイルス感染症の影響により、従業員の子が学校や保育所等を休み、その世話のため自身も休む必要が生じた従業員等を含む。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和4年2月1日から施行する。